

第3章 活動の理念と基本目標

1. 地域福祉活動の理念

「地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」

第1期計画（2014年度（平成26年度）～2018年度（平成30年度））から、「地域の絆でともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」を基本理念とし、その実現に向けた地域福祉活動を推進してきました。

住民一人ひとりが地域の一員として自発的に参加できる機会をつくること、自治会、地区社会福祉協議会（福祉の会）等の福祉団体や住民が暮らしの課題に関心を深め、協力体制を強めることで、その理念の実現を進めてきたものであり、第2期計画においても、引き続きこの理念の実現に継続して取り組みます。

2. 基本目標—地域福祉活動のひろがりとまとまり

第1期計画の推進により、市内の地域福祉活動が推進されることで、第1期計画期時に比べ、活動推進の重点となる活動が明確化してきました。第2期計画では、この明確化した重点の更なる充実と発展を目指した「7つの基本目標」を設定し、活動推進に取り組みます。

また、第1期計画で基本目標としていた「地域づくり」「人づくり」「仕組みづくり」は活動の視点として捉え、7つの基本目標のより具体的な行動目標として設定します。

「基本理念」と「基本目標」

基本理念

きずな
地域の絆で ともに育み支えあい
(つながり)
安心して暮らせるまち 長浜

活動の視点

地域づくり
おせんどさんの地域づくり

人づくり
だしかいなの人づくり

仕組みづくり
ねんごろな根太づくり

基本目標
1

気楽に話せる
関係「つながり」づくり

基本目標
2

つながりを広げる
交流と参画

基本目標
3

つながりを深めあう
居場所づくり

基本目標
4

お互い様でつながり
見守り

基本目標
5

つながりで支えあう
セーフティネット

基本目標
6

日ごろのつながりで
取り組む災害支援

基本目標
7

活動を支える仕組みづくり



■基本目標の関連性のイメージ

「1.関係づくり」が地域福祉活動の根として、活動の基盤となり。

「2.交流と参画」が地域福祉活動の幹として、様々な活動を支え。

「3.居場所づくり」「4.見守り」が地域福祉活動の繁茂として、地域や人に合わせた実りとなり様々な場面でひろがり、熟していく。

そして、実りのある地域の活動を活かし、安心して暮らせる「5.セーフティネット」「6.災害支援」が形成される。

また、「7.活動を支える活動」が、肥沃な大地としてこの木全体の成長を促し、もって基本理念である「地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜」の実現を図ります。

基本目標

1. 「気楽に話せる関係(つながり)づくり」

地域福祉活動はもとより、暮らしの土台は人と人との関係（つながり）づくりからはじまります。住民同士の気楽な関係づくりを進めることで、様々な活動の基盤づくりに取り組みます。

2. 「つながりを広げる交流と参画」

住民主体の地域福祉活動は、活動への参画、そして活動をとおした交流によって広がります。住民の活動への参画と交流によって、活動の活性化とつながりづくりの強化に取り組みます。

3. 「つながりを深めあう居場所づくり」

住民の社会参加の場として、身近な範囲（地縁型）の居場所、また、一人ひとりの特性に合った（テーマ型）居場所づくりが広がっています。住民同士のつながりを深めあえる、誰もが集える居場所づくり活動づくりに取り組みます。

4. 「お互い様でつなぐ見守り」

住民同士の見守り活動や、日常的な暮らしの支援活動が広がっています。「助けられたり助けたり（お互い様の精神）」を大切に、住民相互の見守り活動に取り組みます。

5. 「つながりで支えるセーフティネット」

福祉・生活等の課題を抱え支援を必要としている人が安心して地域社会で暮らすため、また、孤独死・孤立死やセルフネグレクトの防止を目指し、様々な主体による声かけや見守り、関係専門機関等との連携とネットワークの構築に取り組みます。

6. 「日ごろのつながりで取り組む災害支援」

社会的弱者を中心とした災害時支援は大きな課題となっています。誰もが安心して暮らせる地域を目指し、日ごろからのつながりを活かして災害支援活動の円滑化に取り組みます。

7. 「活動を支える活動」

地域福祉活動の推進を目指し、様々な活動を促進するための基盤となる活動に取り組みます。

行動指針

各基本目標を推進するための行動の指針として設定します

基本理念	基本目標	行動指針
地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜	1. 気楽に話せる 関係づくり	①地域対話（コミュニケーション）を促進します ②お互いに認めあい思いやりのある地域づくりを推進します
	2. つながりを広げる 交流と参画	①つながりを広げる交流と参画を推進します
	3. つながりを 深めあう 居場所づくり	①身近な地域の居場所づくりを推進します ②趣味や特技を活かした居場所づくりを推進します ③当事者同士の居場所づくりを推進します
	4. お互い様でつなぐ 見守り	①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します
	5. つながりで支えあう セーフティネット	①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します ②安心して暮らせる相談支援機能を充実します
	6. 日ごろのつながりで 取り組む災害支援	①災害時を想定した地域の支えあい体制を推進します ②災害ボランティアセンター活動を拡充します
	7. 活動を支える 仕組みづくり	①福祉活動団体の基盤を強化します ②福祉活動団体のネットワーク、協働体制を推進します ③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

コラム column	支えあいの「理」にかなった基本目標 ～キーワードは つながり・つながる～
Qこの計画の基本目標は「つながり」のオンパレードですよね。ほかに書くことはないのですか？	
A. 社会や地域の現実をみてください。いじめとか虐待とか、引きこもりや孤独死など、最近、たくさん見聞きしますよね。理屈っぽい言葉を使うと、社会的排除とか分断の結果です。モノ社会になって、一時期、ゆたかになったような気になっていました。お金があれば何とかなると思っていましたね。でも、給料も年金も上がらなくなった今、人間関係がバラバラにされてしまって、そのツケを払うことになったのではないのでしょうか。	
	●人は、本来、助けあって生きてきた社会的な存在であったはずです。動物だって群れをつくって生きているのに、人間だけが自分だけで生きられますかね。 ●お金は欲しいけど、お金では買えないゆたかさがあることを思い出しましょう。スマホゲームやネット動画も面白いけど、お腹の底から笑えるような、安心感や幸福感が広がるような楽しさって、それは愉快的仲間や頼りになる先輩たち、可愛い後輩たちがいてこそでしょ！ ●だから、もういちど「つながり」の大事さを考えあって、つながっていける自分たちになりましょう(^^)／

Y. N

基本目標1：気楽に話せる関係（つながり）づくり

■背景と今後の活動方針

人と人との関係づくりやご近所づきあいは地域福祉を進める基盤として、みんなが心がけ、取り組む必要のある活動です。

複雑多様化する地域課題解決の糸口として、また、地域や人に合わせたきめ細やかな活動の基盤として「気楽に話せる関係づくり」の推進が求められています。

■行動指針と活動の視点

□行動指針①地域対話（コミュニケーション）を促進します

- (1) ④ あいさつからはじまる地域の対話を大切にし、顔の見える関係づくりに取り組みます
- (2) ⑤ 地域の様々な活動に積極的に参加し地域対話（コミュニケーション）の大切さの理解を深めます

□行動指針②お互いに認め合い思いやりのある地域づくりを推進します

- (1) ④ お互いに認め合うこと、思いやりを持つことは「福祉活動」の根幹です、福祉団体の様々な取り組みをとおして思いやりのある地域づくりを推進します
- (2) ⑤ お互いに認め合い思いやりを持てる意識向上を図ります

※④…地域づくりの視点 ⑤…人づくりの視点 ⑥…仕組みづくりの視点

近所（自治会）で取り組むこと

- あいさつは交流の第一歩です。近所や自治会のなかで積極的にあいさつするよう心がけましょう
- 地域対話の大切さを理解し、積極的に挨拶をしましょう
- 地域に暮らす一人ひとりを尊重し、お互いに認め合う意識を持ちましょう

地区で取り組むこと

- あいさつや地域対話（コミュニケーション）を推進する運動（活動）に取り組みましょう
 - 各種イベントや研修会等をとおして地域に暮らす一人ひとりを尊重し、お互いに認め合い思いやりのある地域づくりを進めましょう
- ※地区…この計画では地区社協（福祉の会）や地域づくり協議会、連合自治会など複数の自治会で構成される地域福祉活動の範囲を「地区」と表現しています。

市域で取り組むこと

- あいさつや地域対話（コミュニケーション）を推進する運動を支援します
- 様々な活動をとおして地域に暮らす一人ひとりを尊重し、お互いに認め合い思いやりのある地域づくりを推進します

■ 推進の目安となる活動

地域福祉計画アンケート「近所づきあいをしている割合」の「あいさつする関係」以上の関わりの割合 (2016年：93.8%)	
関連する項目	①－(1)(2)、②－(1)(2)
地域福祉のあらゆる活動の根っことなる「気楽に話せる関係(つながり)づくり」として近隣住民同士による近所づきあいを深めます。	
	

基本目標 2 : つながりを広げる交流と参画

■背景と今後の活動方針

住民の主体的な参画は地域福祉活動推進をはじめとしたまちづくり活動の重点のひとつです。

自治会域、地区域、市域等活動の範囲、多様な活動、人等、目的に合わせた交流の機会の増加が、人のつながりを広げ、活動への参画のきっかけへとつながります。

第2期計画においても人や活動を広げ、活動への参画のきっかけとなる交流を推進し、地域福祉活動の推進を図ります。

■行動指針と活動の視点

□行動指針①つながりを広げる交流と参画を推進します

(1) ④ 地域の様々な交流活動をとおして人と人とのつながりを深めます

(2) ⑤ 福祉テーマに合わせた交流活動に取り組む(参画する)人材を養成し、活動支援を行います

(3) ⑥ 福祉教育を推進し「福祉の心」を育みます

(4) ⑦ 交流活動に取り組む人、団体のネットワーク化や活動基盤を支援します

※④…地域づくりの視点 ⑤…人づくりの視点 ⑦…仕組みづくりの視点

近所(自治会)で取り組むこと

□一人ひとりが地域(自治会等)の活動や行事に積極的に参画しましょう

☆誰もが参加できるよう、活動や行事の開催を工夫しましょう

□子どもから高齢者まで地域に暮らす人たちが顔を合わせ交流する機会を大切にしましょう

□活動に参加し、社会参加と健康増進を図りましょう

□学校や自治会等で福祉教育を推進し「福祉の心」を育みましょう

□趣味や特技を活かし、ボランティア活動に積極的に参加しましょう

地区で取り組むこと

□自治会域等では対象者が少なく開催が難しいテーマ型の交流会(福祉対象者交流会等)を開催しましょう(例:介護者サロン、ひとり暮らし高齢者の交流会、しょうがい者交流会等)

□地区の様々な人が交流できる機会づくりと仕組みづくりに取り組みましょう

☆誰もが参加、参画しやすい行事や活動運営に取り組みましょう

□交流活動に取り組む人や活動を支援しましょう

□地域の行事等にテーマ型福祉活動団体(当事者団体、NPO法人等)の参加を働きかけ、連携と協働を深めましょう

□ボランティア活動を応援する機運を身近な地域で高めます

市域で取り組むこと

- 自治会域、地域等では対象者が少なく開催が難しいテーマ型の交流会（福祉対象者交流会等）を開催します
 - 地域で取り組まれる交流活動の拡充を目的とした周知活動や活動基盤の整備を推進します
 - ☆高齢者やしょうがい者の社会参加を促進し、誰もが交流できる地域づくりに取り組みます（福祉用具貸出、福祉車両貸出他）
 - ☆誰もが生きがいや社会参加に取り組める機会づくりを支援します
 - 誰もが気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりを推進します
 - 地区社協（福祉の会）の活動を支援し地域の実情に応じた取り組みを推進します
- ※☆…次項「地域福祉の新たな視点」に関わる取り組み

■「地域福祉の新たな視点」に関わる活動提案

活動①地域全体で取り組む「活動参画のユニバーサルデザイン化」	
目的	地域で開催される行事やその他企画においてユニバーサルデザイン化を推進することで、誰もが活動に参画できる（「Nothing about us, without us : 私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の精神に則った）地域をつくります。
活動内容	自治会や地区における行事等に関する事例紹介やワークショップをとおして“誰もが住みやすいまち”とは何かを住民のみなさんと考える機会をつくります。また、災害を切り口にした関わり等を考えていきます。 例) チラシにふりがなをつける、(視覚しょうがいのある人には) チラシ配布だけでなく声かけして参加を促す、自治会館に段差がある場合は、補助する人を配置する等、相手にあわせた配慮に取り組むこと。

活動②理解を広げ、深める「ともいき活動」	
目的	社会的障壁を取り除き、合理的配慮があたり前になるよう、困っていることや必要な配慮等を理解し、ちょっとした手助けや配慮等を実践することで、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。 ※ともいき…「共生」を意味する「ともに生きる」が広まり、誰もが住みやすいまちづくりをすすめます。
活動内容	座談会、疑似体験等により、ひとりでも多くの人に、どのように対応できるかを検討、理解してもらう機会をつくります。また、サポーター登録等により、お手伝いできる意思表示や見るだけでわかるツール等も検討します。

活動③しょうがいに関わらず「誰もが参加できる生涯学習講師支援」	
目的	市内では、たくさんの生涯学習講座が開催されていますが、誰もが参加しやすい講座はあまり多くないように思われます。そこで、しょうがいの有無に関係なく、生きがいつくりや余暇支援につながる生涯学習講座を開催できるように講師を支援します。
活動内容	生涯学習講座の講師が、しょうがいのある人もない人も受け入れられる講座開催にむけて協力します。 例) 誰もが見やすいチラシの作成ノウハウの提供や講座開催時のサポーター協力等。

■ 推進の目安となる活動

地域の交流活動の推進 地区社協（福祉の会）による交流活動件数 （2018年：153件） 参加者数 （2018年：24,668人）	
関連する項目	①－（1）
住民同士のつながりを深めることを目的とした地区社協（福祉の会）による地域交流活動を推進します。	
	

ボランティア、住民活動への参画	
ボランティア団体数	(2018年：252団体)
ボランティア活動数	(2018年：7,023件)
ボランティア相談件数	(2018年：530件) ※ボランティアセンター把握数
市民活動団体数	(2018年：115団体) ※市民活動センター把握数

関連する項目	①－(2)(4)
--------	----------

住民が幅広くボランティア活動に対する関心や理解を深め、自ら参加できるよう活動に関する相談、情報・資料の提供、養成講座の開催、啓発を行い住民参加による地域福祉を推進します。



福祉に対する意識を育む	
福祉教育取組学校数	(2018年：29件)
福祉出前講座実施回数	(2018年：351件) ※福祉サービス事業所、市社協の出前講座

関連する項目	①－(3)
--------	-------

市内の小中学校、高等学校、特別支援学校、住民、企業等を対象としてボランティア活動や日常の身近な福祉活動への理解と関心を深め、互いに尊重し、たすけあいと思いやりの心の育成を推進します。



Voice
活動者の声

「共に生きるまち長浜市」を目指して

資料や文献を読んでいると、“しょうがい者を理解し、誰もが共生できる社会をつくりましょう”といった文言を目にすることがあります。それを見るとわたしは、「本当にそう思っているのか？」と問いたくなります。

“理解する”とは、“自分とは別の立場の人やもののことを分かりあう”という意味ですね。なので“しょうがい者を理解し、云々”とあると、自分たちとしょうがい者は別物であるという思いが、無意識に文言にも表れているのだなと考えてしまいます。しょうがい当事者としても、“しょうがい者理解”と言われると、その時点で“しょうがい者の美濃部さん”とカテゴライズされ、壁を作られたように感じてしまいます。

だから、“理解”とは別の表現として、“共生（ともにいきる）”という言葉を使いたいと思います。わたしたちが暮らすまちには、しょうがい者だけではなく、高齢者や子ども、在日外国人など社会的に弱者と言われる方たちもおられます。“弱者である”と捉えるのではなく“その地域に住む住民”として、住民みんなを巻き込んでまちづくりをしていくという観点があれば、共に生きる、自分らしく暮らせる、そんな長浜市になると思います。

この計画が、“共に生きるまち”をつくる礎となることを願ってやみません。

NPO法人CILだんない：美濃部裕道

参考資料：滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例

基本理念（第3章）

障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを前提として、以下の項目を規定

- (1) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、自らの意志によってあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者は、どこで誰とどのように生活するかについて自らの意思によって選択する機会が確保され、地域においてほかの人々と共生することを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- (4) 全ての障害者は、障害者であることに加え、女性や高齢者であること等の要因が複合することにより、特に困難な状況に置かれる場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、共に学び合うことにより、その理解が深められること。

(6) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止または解決は、当事者間の建設的な対話による相互理解のもとに図られること。

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の概要」より一部抜粋

■活動の目安となる市社協事業

◆しょうがい者等交流事業

しょうがい者、家族、福祉関係者、地域ボランティアの交流をとおして絆を深め、地域から孤立することないつなぎづくりを推進します。

◆中山間地域支援事業（ワークキャンプ）

限界集落の地域活動の活性化、地域活動の解決を図るため、ボランティア等による支援や交流活動を促進します。

◆ふれあい備品購入助成事業

自治会の交流を目的とした備品の購入助成をとおして自治会相互のふれあい、交流の機会づくりを促進します。

◆ふれあい用具貸出事業

福祉活動団体等が行う活動にレクリエーション用具等を貸し出すことで地域交流の増進を図り地域の絆を育みます。

◆福祉用具貸出事業、福祉車両貸出事業

在宅で生活する高齢者やしょうがい者等に対し、福祉用具や福祉車両を貸し出し、在宅での生活や地域との交流を促進します。

◆福祉出前講座

福祉専門職による出前講座をとおして、福祉に関する知識や技術を習得することで、地域福祉活動の促進を図ります。

◆ボランティアセンター事業

ボランティア活動を支援し住民参画による地域福祉の推進を図ります。住民が幅広くボランティア活動に参加できるよう支援します。

○ボランティア相談

ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア活動に取り組みたい人とボランティア活動者を求めている人の相談や調整を行います。

○ボランティア養成講座

ボランティア活動のきっかけづくり、また活動者養成を目的とした講座を開催します。

○ボランティア保険加入支援

安心してボランティア活動に取り組める保険加入の支援を行います。

◆福祉教育推進事業

体験学習やボランティア活動等をとおし、福祉への理解と関心を深め、思いやりの心や命の大切さを育てるとともに地域とともに支えあう関係づくりや意識を育みます。

基本目標3：つながりを深めあう居場所づくり

■背景と今後の活動方針

第1期計画期間より、居場所づくり活動はコミュニティを強化する活動として、特に関心が高く市内でも推進されてきました。

第2期計画期間においても、お互いの理解や共感を深め、人と人とのつながり(信頼感)を深める、様々な居場所づくりを推進し、どこにでも、誰にでも居場所がある地域づくりを推進します。

■行動指針と活動の視点

□行動指針①身近な地域の居場所づくりを推進します

- (1) (地) 自治会域を中心としたサロン活動や転倒予防教室の取り組みを推進します
- (2) (人) 身近な居場所をつくる人を支援します
- (3) (仕) 居場所づくりの拡充を目的とした基盤整備に取り組みます

□行動指針②趣味や特技を活かした居場所づくりを支援します

- (1) (地) 趣味や特技といったテーマで集まる場を支援します
- (2) (仕) 活動者の役割づくりを支援します

□行動指針③当事者同士の居場所づくりを推進します

- (1) (地) 当事者(福祉的な課題を抱える人たち)が寄り集まれる場づくりを支援します
- (2) (人) 当事者同士の居場所をつくる人を支援します
- (3) (仕) 当事者同士の居場所づくりの拡充を目的とした基盤整備に取り組みます

※(地)…地域づくりの視点 (人)…人づくりの視点 (仕)…仕組みづくりの視点

近所(自治会)で取り組むこと

- 身近な地域の居場所(サロン、転倒予防教室等)に積極的に参加しましょう
- お世話する側、される側に分かれるのではなく、みんなで居場所をつくりましょう
- 趣味や特技を活かした社会参加に取り組みましょう
- 居場所づくり活動をとおして近所の気にかかる人(要配慮者)の見守り活動へとつなげましょう

地区で取り組むこと

- 居場所づくりの拡充を目的とした研修や情報交換の機会づくりに取り組みましょう
- 居場所づくり活動の基盤整備を支援しましょう
- 居場所の周知啓発等、多くの人に参加できる働きかけに取り組みましょう

市域で取り組むこと

- 専門職や関係機関と連携し、誰もが参加できる居場所づくりに取り組みます

- 福祉テーマごとの居場所の拡充に取り組みます
- 居場所づくりの拡充を目的とした研修や情報交換の機会づくりに取り組みます

■推進の目安となる活動

<p>サロン活動の推進</p> <p>サロン活動実施数 (2018年：274自治会)</p> <p>開催回数 (2018年：3,973回)</p> <p>延べ参加人数 (2018年：86,471人)</p> <p>内訳：延べ参加者数 (2018年：63,982人)</p> <p>延べスタッフ数 (2018年：22,489人) ※生活支援コーディネーター調べ</p>	
関連する項目	①－(1)(2)(3)
<p>誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる基盤づくり、世代間の交流活動を進め、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあいの輪を広めることを目的とした小地域でのサロン活動を推進します。</p>	
	

<p>趣味や特技を活かした居場所づくり</p> <p>サークル団体数 (2018年：475団体)</p> <p>※「生涯学習へのおさそい」(生涯学習文化課作成) 調べ</p>	
関連する項目	②－(1)(2)
<p>趣味や特技を活かした居場所づくりや活動への参画を推進します。</p>	
	

当事者同士の居場所づくり

しょうがいをテーマにした居場所件数（2018年：7件）

身体しょうがい（2018年：一件）

知的しょうがい（2018年：3件）

精神しょうがい（2018年：2件）

福祉テーマ型の居場所（2018年：28件） ※子ども、高齢者、介護者等

※地域福祉コーディネーター調べ

関連する項目

③－（１）（２）（３）

しょうがい児・者や子ども、介護者等、福祉テーマごとの当事者同士やボランティア、住民との交流の場づくりを推進します。



■活動の目安となる市社協事業

◆小地域サロン推進事業

高齢者等の交流とコミュニケーションの場となる小地域サロン活動を推進し、自治会内の見守り、支えあいの推進基盤づくりを図ります。

◆子育て支援事業

子どもとその保護者と地域ボランティアを対象とした居場所と交流の場をつくり、地域のつながりづくりを推進します。

◆在宅介護者のつどい

在宅で介護する介護者同士の交流の場をつくり連帯感や絆を深めます。また、介護技術の研修やリフレッシュ活動をとおして在宅での介護を支援しています。

◆中山間地域支援事業（地域カフェ）

人口減少や少子高齢化の影響が、住民の生活や福祉活動に顕著に表れる中山間地域で、住民相互のたすけあい、支えあい活動や住民の憩いのための居場所づくり、生きがいを持って日々の生活を送り健康で健やかな暮らしを応援するための支援活動を実施します。

基本目標4：お互い様でつなぐ見守り

■背景と今後の活動方針

見守り活動は地域における生活課題、福祉課題を早期に発見し、住民と専門職や関係機関が協働で取り組む「予防的課題解決活動」と言えます。交流活動や居場所づくり活動で広げ、深めたつながりを基盤に、自治会や人に合わせたきめ細やかな見守り活動を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められています。

■行動指針と活動の視点

□行動指針①お互い様でつなぐ見守り活動を推進します

(1) ④ 安心して暮らせる地域づくりを推進します

(2) ⑤ 見守り活動に取り組む人を支援します

(3) ⑥ 気にかかる人（要配慮者）を支えるネットワークと体制づくりを推進します

※④…地域づくりの視点 ⑤…人づくりの視点 ⑥…仕組みづくりの視点

近所（自治会）で取り組むこと

□子どもや高齢者、しょうがい者をはじめとする見守り活動に関心を持って取り組みましょう

□長浜市避難支援見守り支えあい制度の登録を促進しましょう

□命のバトンや長浜市避難支援見守り支えあい制度を活用した見守り体制の推進に取り組みましょう

□誰もが安心して暮らせるよう見守り活動にみんなで取り組みましょう

□居場所づくり活動と連動し、日常的な様子確認に取り組むほか、気になるけども居場所に参加していない人への見守り活動に取り組みましょう

□画一的な見守り活動ではなく、見守り人と見守られる人の心地よい距離感のある見守りにしましょう

☆「見守り会議」を開催し、自治会を範囲とした気にかかる人を見守れる体制をつくりましょう

地区で取り組むこと

☆自治会の見守り活動を支援し、安心して暮らせる地区をつくりましょう

☆見守り活動に対する意識を啓発や研修会をとおして、みんなで協力して見守り活動に取り組みましょう

市域で取り組むこと

☆民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、地区社協（福祉の会）、関係機関等、各種福祉団体との連携により見守り活動を推進します

☆見守り活動に対する意識啓発の取り組みを推進します

※☆…次項「地域福祉の新たな視点」に関わる取り組み

■「地域福祉の新たな視点」に関わる活動提案

活動①自治会域で取り組む「見守り会議」	
目的	自治会における見守り体制構築を目的とした会議を開催します。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 自治会の状況に合わせ、おおむね2か月から半年に1回を目安に開催 災害時要配慮者や見守りが必要な方の把握や情報共有 メンバーは自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、自警団等、自治会にあった構成員とする 見守り活動の話しあい（平時・災害時の体制・手法・制度活用等） ※避難支援見守り支えあい制度の登録と具体的な見守り検討 自治会内の資源（居場所や訪問活動等）の確認 専門職との連携（見守り対象者が利用している福祉サービス事業者等との連携）

活動②地域域で取り組む「見守り活動の拡充を目指した研修会」	
目的	地区社会福祉協議会（福祉の会）が中心となり、自治会における見守り活動の拡充を目的とした研修会や情報交換の機会をつくることで、見守り活動の活性化を図ります。
活動内容	見守り活動に取り組む人材育成、活動事例（情報）の紹介や共有をとおしたつながりづくりに取り組むことにより、地区における見守り活動の活性化を図ります。

■推進の目安となる活動

自治会での見守り活動推進	
「見守り会議」取組自治会数	(2018年：13回)
福祉委員設置自治会	(2018年：216自治会)
長浜市避難支援見守り支えあい制度登録者数	(2018年：2,003件)
関連する項目	①－(1)(2)(3)
地域の支えあいを基本とした見守りや声かけをはじめとする支えあい活動に加え、市の災害時要援護者支援対策と連携した、防災・減災活動、避難支援体制整備（防災福祉マップ作成や避難支援・見守り支えあい制度の登録など）を推進します。	
 	

Voice 活動者の声	「見守り会議」で安心づくり
<p>「何かのついでに行う見守り活動」をとおして、できるだけ負担感の無いよう、安心、安全な自治会づくりに取り組んでいます。</p> <p>なかでも「見守り会議」は活動の核として開催をしています。会議では自治会長、自治会副会長、民生委員・児童委員、福祉委員が参加し、活動のモットーとしている「無理せず、できる範囲の取り組みを」の再確認や、情報交換や活動の話し合いの場、時には専門職を招いた研修の機会をつくることで自治会内の協力関係を深め日ごろの活動の向上につなげています。</p> <p>少子高齢化や暮らしの困りごとが複雑多様化する中で、「見守り会議」を自治会が一丸となって見守り活動に取り組む仕組みとして有効に活用しています。</p> <p>長浜市内でたくさんの「見守り会議」が開催され、身近な住民同士の支えあいによって、誰もが安心して暮らせる自治会づくりが進められることを願っています。</p> <p style="text-align: right;">祇園元町福祉委員会：西濱文男</p>	

■活動の目安となる市社協事業

◆福祉委員支援事業

福祉委員による見守り活動を推進するため、各地区や自治会に設置された福祉委員活動を支援するとともに未設置地区、自治会への取り組みを支援します。

◆地域見守り活動推進事業

要配慮者を対象に、万が一の災害や日ごろから地域での見守り活動を推進し、たすけあい、支えあいの基盤、関係づくりを促進します。

◆ふれあい電話

市内のボランティアの協力のもとに、自宅に電話をかけ、季節の話や健康のこと等身近なことを話すことで、あたたかい声掛けと安否の確認を行います。

基本目標5：つながりで支えあうセーフティネット

■背景と今後の活動方針

複雑多様化する社会や暮らし方の中で、困りごとや生きづらさも複雑多様化しています。そのような中で、「その人らしく」暮らせる地域をつくる活動は、今後の地域づくりの中でも特に重点的に取り組むべき活動と言えます。

第2期計画においては、地域の様々な困りごとや生きづらさを受け止め、解決に向けた検討や取り組みが出来る地域づくりを推進します。

■行動指針と活動の視点

□行動指針①身近な暮らしの困りごとを解決できる住民活動を推進します

- (1) ④ お互いに支えあって暮らせる地域づくりを推進します
- (2) ⑤ 身近な困りごとの解決活動に取り組む人材育成を支援します
- (3) ⑥ 地域の困りごとを受け止め、解決に向けた行動が取れる体制を推進します

□行動指針②安心して暮らせる相談支援機能を充実します

- (1) ④ 信頼できる関係をつくり「助けて」と言える地域を推進します
- (2) ⑥ 誰もが安心して相談できるよう住民、専門職、関係機関等のネットワークづくりと連携を推進します

※④…地域づくりの視点 ⑤…人づくりの視点 ⑥…仕組みづくりの視点

近所（自治会）で取り組むこと

- 日ごろから気兼ねなく相談できる関係をつくりましょう
- 住民同士で助けられたり助けたりという「お互い様」の意識を高めましょう
- ☆身近な気付きや情報を受け止め、住民同士や専門職へとつなげましょう
- 困りごとを相談できる窓口を知りましょう

地区で取り組むこと

- 住民同士の交流や見守りを促進し気楽に相談できる関係のある地域をつくりましょう
- 健康と福祉の活動に取り組み、交流しにくい人とつながる機会をつくりましょう
- 困りごとを相談できる窓口を紹介しましょう
- ☆地域の困りごとや解決に関わる様々な地域福祉活動を学ぶ機会をつくりましょう
- ☆地域の困りごとを受け止め、解決に向けた行動が取れる体制づくりを進めましょう

市域で取り組むこと

- 住民、専門職、関係機関等のネットワークをつくり、困りごとの相談や解決に向けた行動に動き出せる地域づくりを推進します
- 住民同士の交流や見守り活動を促進し、気楽に相談できる関係のある地域をつくりま

- 「福祉」に関する様々な相談を受け止め、専門的に支援が行える相談員を配置します
 □様々な活動やサービスが有効に活用されるよう情報の提供、周知、発信に努めます
 ※☆…次項「地域福祉の新たな視点」に関わる取り組み

■「地域福祉の新たな視点」に関わる活動提案

活動①「子ども食堂の拡充支援」	
目的	子ども食堂の活動をとおして子どもと地域のつながりづくりを推進します。新たに活動を始める、活動の充実させるための機会づくりに取り組みます。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社会福祉協議会（福祉の会）や地域づくり協議会と連携した活動基盤（人材、場所、お金、物、協力団体の確保）の拡充 ・各子ども食堂と地域福祉活動者（民生委員・福祉委員等）との連携 ・活動の拡充を目的とした研修会、交流会の開催

活動②ひきこもり当事者や保護者、活動団体への専門機関と連携した支援	
目的	ひきこもり当事者や保護者が地域とのつながりをつくる場や機会を推進することで孤立予防に取り組みます。また、ひきこもりに対する理解を広げ、深める取り組みを推進します。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり当事者、家族の交流や情報交換の場、また外出する機会の場（第3者とのつながりの場）の開催 ・ひきこもりや不登校に対する理解の促進 ・住民や地域の専門職、専門機関等の連携体制の構築 ・地域とのつながりや就労へ向けた支援 例) 当事者ができることを活かした地域活動への参画の支援

活動③住民による暮らしの困りごと（地域課題、生活課題）の相談所 活動④「暮らしの支えあい検討会」による住民と専門職の連携の場および地域の課題解決機能向上の場づくり	
目的	地域の困りごと（暮らしの課題等）を共有できる環境づくり、また、解決に向けた活動および住民と専門職の連携による地域包括ケアシステムの構築と充実を推進します。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、しょうがい者、子育て世代等、様々な暮らしに関わる困りごとについて話し合える場づくり ・困りごとの解決に向けた具体的な活動の検討 ・住民の困りごとを受け止める機会（窓口）づくり

■ 推進の目安となる活動

暮らしの支えあい検討会の推進 暮らしの支えあい検討会実施回数 (2018年：6回)	
関連する項目	①－(1)(2)(3)
地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる仕組みづくりに取り組みます。また、公的制度では適切なサービスを受けることが難しい困りごとを抱えた人々の相談を包括的に受け止める体制づくりを推進します。	
	

生きづらさを抱える人たりを支援する活動の推進 ひきこもり者の居場所数 (2018年：4カ所) 開催回数 (2018年：102回) 子ども食堂数 (2018年：8カ所) 開催回数 (2018年：258回)	
関連する項目	①－(1)(2)(3)
ひきこもり当事者や保護者が地域とのつながりをつくる場づくり、また、子ども食堂の活動をとおして子どもと地域のつながりづくりを推進します。	
	

権利擁護支援	
地域福祉権利擁護利用者数	(2018年：218人)
成年後見相談件数	(2018年：667件)
関連する項目	②－(1)(2)
<p>知的や精神にしょうがいのある方等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管等を行うことで生活課題の把握・改善につなげるとともに、不当な権利侵害を未然に防ぎ地域で安心して生活が送れる支援を推進します。</p>	
	

Voice 活動者の声	子どもたちが安心できる地域づくり
<p>子どもの貧困問題や生きづらさについて、ニュースや新聞で取り上げられることが多い時代となっています。</p> <p>子ども食堂では、子どもたちと一緒に食卓を囲みながらも、それぞれの「自分時間」を自由に過ごせるような場づくりをとおして、ひとり一人のつながりを紡いでいきたい。そんな関係性をベースに子どもたちの日々の困りごとにも寄り添っていったら…</p> <p>子どもたちに信頼される地域の大人となり、子どもたちが少しでも安心して暮らせる地域づくりが大切な時代になってきていると思います。</p> <p style="text-align: right;">子どもの居場所「まんま」：村山さおり</p>	

Voice 活動者の声	「ひきこもり」をみんなで受け止められる地域を目指して
<p>ひきこもりは子どもから大人まで幅広い年代で社会的問題です。</p> <p>当事者やその家族の交流の場があることで、心が軽くなったり、次の一歩に向けて動き出せることにつながることもあります。私たちは、少しでも悩みの中にいる人が光明を見出すきっかけをつくりたいと願い、場づくりに取り組んでいます。</p> <p>また「ひきこもり」について、少しでも地域の方の理解が広がっていけばと考えています。当事者だけ、家族だけで悩むのではなく、地域の方にも理解が広がることで、当事者の方たちの内に秘めた無限大の可能性を引き出すことができると信じています。</p> <p style="text-align: right;">ふうせんの会：赤井和代</p>	

■活動の目安となる市社協事業**◆日常生活支えあい促進事業**

住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア団体等）の設立、活動支援を行います。

◆ひきこもり者等支援事業

不登校、ひきこもり者等が交流する場をとおして他者とのコミュニケーションの機会をつくり、支えあいの関係づくりを促進するほか、当事者保護者同士の交流を図ることで孤立の防止に努めます。

◆歳末たすけあい運動

地域の助けあいや支えあいの活動を広げ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

◆地域力強化推進員

住民等が主体的に地域課題、生活課題を把握し、解決を試みることが出来る環境を整備するとともに、課題を包括的に受け止められる体制作りを推進し、地域共生社会の実現に向けた地域の基盤づくりを推進します。

◆子ども食堂支援事業

子ども達が健やかに安心して暮らせる地域を目指し、食事をテーマにした住民全体の居場所づくりに取り組む子ども食堂を支援します。

◆成年後見・権利擁護センター事業

判断能力の低下により福祉サービスの適切な利用や金銭管理等で不安のある方に成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の相談、利用手続きの支援を行います。

○成年後見サポートセンター事業

成年後見制度の適切な利用支援を行います。

○地域福祉権利擁護事業

福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類預かりの支援を行います。

○法人後見事業

本会が成年後見人等に就任し、安心して生活を送れるよう支援します。

◆よろず相談

専門相談員による生活相談所を開設、設置し、住民の身近な相談機関として日常生活上の悩みや心配事に対応し信頼感と親しみのある相談窓口を提供します。

◆生活福祉資金貸付事業、たすけあい資金貸付事業、緊急食糧給付事業

資金の貸付、食料品の支給等と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるための支援を行います。

◆しょうがい相談支援事業（計画相談）

本人や家族、住民等が抱えるしょうがい福祉に関する相談や課題に対応し、関係機関との連絡調整、情報提供、助言を行い、地域におけるしょうがい福祉の相談支援体制を整備します。また、解決すべき課題のある当事者や家族に計画相談支援に基づくサービス等の利用検討、調整、計画立案を行い、安心して暮らせる支援を行います。

基本目標6：日ごろのつながりで取り組む災害支援

■背景と今後の活動方針

近年、全国で発生している災害からも、万が一に備えた日ごろからの取り組みは以前に増して重点的な活動となっています。日ごろの関係づくり、交流、居場所づくり、見守り活動で培われたつながりがいざという時に発揮される最も大きな地域力であることを理解し、災害時を想定した活動の展開が求められています。

■行動指針と活動の視点

□行動指針①災害時を想定した地域の支えあい体制を推進します

- (1) ④ 災害時を想定した地域の見守り活動や交流機会をとおしたつながりづくりを推進します
- (2) ⑤ 災害時を想定した地域の支えあい活動の意識づくりを推進します
- (3) ⑥ 災害時を想定した地域の支えあい活動の体制づくりを推進します

□行動指針②災害ボランティアセンター活動を拡充します

- (1) ④ いざという時にも支えあい助けあえる地域力の向上を推進します
- (2) ⑤ 災害時に活躍する人材育成に取り組みます
- (3) ⑥ 災害時に備え、日ごろからの活動を基盤とした体制づくりを推進します

※④…地域づくりの視点 ⑤…人づくりの視点 ⑥…仕組みづくりの視点

近所（自治会）で取り組むこと

- 災害時要配慮者（高齢者やしょうがい者等）とのつながり（関係）を日ごろからつくりましょう
- 近所や自治会の災害時要配慮者等の把握に努めましょう
- 長浜市避難支援見守り支えあい制度の登録を促進しましょう（※基本目標4と連動）
- いざという時の支えあい助けあい活動について考える機会を持ちましょう
- 災害ボランティア活動について理解を深めましょう
- 居場所づくりや見守り活動と連動し、日ごろからのつながりをつくることでいざという時に発揮される地域力を高めましょう

地区で取り組むこと

- いざという時の支えあい助けあい活動について意識を高める取り組みを推進しましょう
- 地区内の自治会同士の情報交換や研修の場を設けましょう

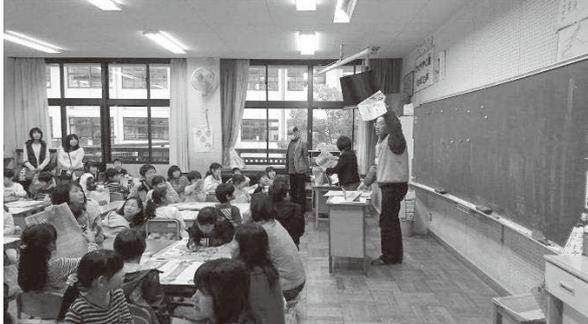
市域で取り組むこと

- 災害時支援体制づくりを推進します
- 災害ボランティアセンターの整備を推進します
- 「災害」をテーマに活動するボランティアを育成し、いざという時の活動支援をはじめ

め、住民に対する日ごろからのち意識啓発活動を推進します

■推進の目安となる活動

災害時を想定に入れた活動の推進	
長浜市避難支援見守り支えあい制度登録件数 (2018年：2,003件) ※再掲	
関連する項目	①－(1)(2)(3)
地域の支えあいを基本とした見守りや声かけをはじめとする支えあい活動に加え、市の災害時要援護者支援対策と連携した、防災・減災活動、避難支援体制整備（防災福祉マップ作成や避難支援・見守り支えあい制度の登録など）を推進します。	
 	

災害に備えた活動の推進	
災害ボランティア登録件数 (2018年：44人)	
要配慮者への除雪支援登録世帯数 (2018年：1,966世帯)	
関連する項目	①－(1)(2)(3)
万が一の災害時に円滑な災害ボランティアセンターの設置及び運営が実施できるよう準備します。また、住民への啓発活動に取り組むことで災害に対する関心を高め、災害への備えと災害に強いまちづくりを推進します。	
 	

■活動の目安となる市社協事業

◆地域除雪推進事業

自治会内での除雪活動を推進し、高齢者世帯やしょうがい者世帯の生活道路の確保や安全確保につなげます。

◆災害ボランティアセンター整備事業

災害時の被災者支援、復興に向けた取り組みを円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの機能充実を図ります。また、日ごろから関係機関、ボランティア等とのネットワークを構築し、万が一の災害に備えます。

基本目標7：活動を支える仕組みづくり

■背景と今後の活動方針

地域福祉活動を盛り上げ、推進するには、活動を支える基盤となる仕組みが必要です。住民と専門職、関係機関等の連携の場づくりや協働を推進するとともに、地域福祉活動を中心的に支援する市社会福祉協議会の地域福祉支援機能を拡充することで、活動に取り組む様々な福祉団体の基盤、ネットワーク、協働体制の推進を図ります。

■行動指針①福祉団体（※）の基盤を強化します

- (1) ㊦ 様々な地域福祉活動に取り組む福祉団体の基盤を強化し活動の拡充を促進します

■行動指針②福祉団体（※）のネットワーク、協働体制を推進します

- (1) ㊦ 地域福祉推進のための協働・連携体制を推進します
- (2) ㊦ 多様な福祉団体のネットワークによる課題や成果の共有、住民と行政の協働による取り組みを推進します

■行動指針③市社会福祉協議会の地域福祉活動支援機能を拡充します

- (1) ㊦ 地域を支える市社協の中間支援組織としてのコーディネート力を強化します
- (2) ㊦ 自治会域、地区域、市域等、各活動範囲（エリア）で活動する様々な福祉団体や専門職、関係機関との連携を図り、個別支援、地域支援に取り組みます

※㊤…地域づくりの視点 ㊦…人づくりの視点 ㊦…仕組みづくりの視点

※福祉団体…自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、福祉団体、地区社協（福祉の会）、地域づくり協議会等の地域福祉活動に取り組む団体のこと

近所（自治会）で取り組むこと

- 身近にある様々な地域福祉活動に積極的に参画しましょう
(例：三世代交流活動、居場所づくり活動、見守り活動等)
- 地区別地域福祉活動計画を理解し、計画を推進しましょう

地区で取り組むこと

- 福祉団体の活動基盤を強化し、地域福祉活動を拡充しましょう
- 福祉団体同士のネットワーク、協働体制づくりを推進しましょう

市域で取り組むこと

- 福祉団体の活動基盤を支える取り組みを推進します
- 地域を支える社協の各種コーディネーター（相談員）の人材育成を推進し支援体制機能を拡充します

- 総合相談窓口機能や情報提供機能、地域福祉活動を支援するコーディネート機能を充実し、有効に発揮できるように、地域、行政、各専門機関による協働と連携の仕組みづくりを推進します
- 地域福祉活動計画をもとに各地区における地域福祉推進体制を支援します
- 福祉団体間のネットワーク、協働体制をつくるコーディネートに取り組みます
- 様々な福祉活動の情報を収集し各福祉団体と連携しながら多種多様な福祉活動を推進します
- 福祉活動情報や事例等を広く住民に伝え、各福祉団体の活動の活性化とネットワーク構築を図ります

■推進の目安となる活動

福祉団体のネットワーク、協働体制づくり	
地域福祉団体に関する団体等の連携・協働の場づくり件数	(2018年：8件)
地域福祉活動計画推進に関わる場づくり件数	(2018年：85件)
ボランティア活動に関する団体等の連携・協働を目的とした場づくり件数	(2018年：80件)

関連する項目	①－(1)(2)(3)
--------	-------------

地域福祉活動の拡充を目指し、福祉団体のネットワークづくりや協働体制構築を推進します。



長浜市満足度調査「市民協働による地域福祉の推進」の満足度 満足度ポイント (2018年：3.36ポイント)	
--	--

関連する項目	②－(1)(2)、③－(1)(2)
--------	-------------------

市民協働の地域福祉活動の推進に対する市民の理解を深めます。

市社協の地域支援コーディネーター件数	
相談支援件数	(2018年：14,815件)
ボランティアコーディネーター件数	(2018年：411件)
地域福祉コーディネーター件数	(2018年：6,650件)
関連する項目	③－(1)
地域福祉を推進する市社会福祉協議会の地域支援活動を推進します。	
	

■活動の目安となる市社協事業

◆地域福祉活動計画推進事業

長浜市内の地域福祉活動に基づき、住民、地区社協（福祉の会）、福祉関係機関、団体、ボランティア団体、当事者組織等が、理念や方向性を共有して地域福祉活動が推進できるよう「第2期長浜市地域福祉活動計画」の推進と進捗管理を行います。

◆地区社協支援事業

地区社会福祉協議会（福祉の会）を基盤として、地域内の各団体、関係機関と連携し、地域の交流を深める行事、地域課題解決に取り組む活動等を支援します。

◆福祉団体助成事業

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業を支援することで福祉団体の育成、活動の促進を図ります。

◆社会福祉大会

福祉講演会、小地域福祉活動の事例紹介等をとおして、住民の福祉に対する理解と関心を深め、地域でともに支えあう意識を高めます。

◆広報・啓発事業

福祉に関する情報や地域の福祉活動を周知することで、住民の関心を高めるとともに活動への参加、参画を促進します。

◆福祉バス運営事業

福祉団体が実施する様々な活動（大会参加、研修事業、交流事業、ボランティア活動）の実施や参加を支援するため福祉バスを運行します。

◆生活支援コーディネーター

高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、住民をはじめ生活支援等サービスを担う事業主体等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の拡充のほか、高齢者の社会参加等の支えあい活動の推進を図ることを目的に生活支援コーディネーターを設置します。

◆ボランティアセンター事業

ボランティア活動が活発に展開されるよう、ボランティア活動者、ボランティア団体、ボランティア連絡協議会等の支援や協働体制の構築を推進します。